

# 消費者被害救済の現状と課題

## 東京都消費者被害救済委員会の付託要件

都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争

下記のいずれかに該当することが必要

他に同一又は同種の原因による被害者が多数存在するなど、被害が広範囲に及ぶとき又は及ぶおそれがあるとき（被害の多数性）

被害が消費者の生命・身体の安全に重大な影響をもたらすとき、又はそのおそれがあるとき（被害の重大性）

紛争解決基準や解決指針を示す必要があるとき

当該紛争を解決する上で、法解釈上の問題があり、委員会の判断を示す必要があるとき

先例的、先進的提言を行う必要があるとき

➡ 付託要件を満たす案件が非常に少ない

年度	付託件数
平成22年度	4件
平成21年度	1件
平成20年度	1件

## 受付範囲

消費者から東京都消費生活総合センターに寄せられた消費生活上の被害に係る紛争

➡ 都内における相談件数のうち、区市町村受付分は7割強となっている。

都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争に対応するため、区市町村、消費者団体等と連携して、より一層の充実を図る必要がある。

「消費者被害救済のあり方について」 東京都消費生活対策審議会に諮問

# 東京都消費者被害救済委員会の概要

## 東京都消費者被害救済委員会制度

### 1 東京都消費者被害救済委員会（29条）

東京都消費生活総合センターに寄せられた苦情・相談のうち都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として、東京都消費者被害救済委員会を置く。

### 2 事件の周知（30条）

知事は、紛争の解決を委員会に付託したときはその概要を、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過及び結果を明らかにして、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。

### 3 消費者訴訟の援助（31条）

知事は、委員会に付託した紛争案件のあっせん・調停が不調となり、消費者が、事業者を相手に訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合で、条例が規定する要件を満たすときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、訴訟資金の貸付等、訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

